番号	質問	回答	回答月日
	扇町土地区画整理事業法定相続人 等調査業務委託仕様書第4の一括 委託の禁止について伺います。 本件業務の被相続人127名分い 相続調査を1個人の司法書とになり 相続調査を1個人が請査件数になり で、納期限まであります。 そことであることがで、公共嘱託司法のので、公共嘱託司法とにすがので、公共である一般会にであると思った集団であると思った。また、司りまると思った。また、司りますが、のまた、私個人が調査するととはでしまうが。 また、私個人が調査することはでしょうか。 また、私個人が調査するとといりますが、か。 また、私個人が調査するとといりますが、か。 また、私個人が調査するとというか。	することを原則としておりますが、 再委託をする必要がある場合には、 契約締結後に、あらかじめ書面にて 申請し、発注者の承諾を得る必要が あります。 この場合、再委託の相手方に制限 はありませんが、業務の全部又は主 たる部分を一括して再委託すること	10月3日